別表

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報	(く) 決定を行う理由	(け) 異議申立て年月日	(こ) 異議申立人の主張
1	平成25年度 諮問受理第22号	平成25年５月９日付け大人事第11号	平成25年３月15日	大人事第71号の私に関する記録全部求む。	人事室総務課	平成25年３月29日付け大人事第80号 部分開示決定	人事室人事課（人事グループ）に対する聞き取り記録	【開示しないこととした部分】 ・ヒアリングの内容 ・ヒアリングの結果 【上記の部分を開示しない理由】 条例第19条第６号に該当 （説明） 上記情報については、本市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成25年４月11日	処分の取り消しを求める。 大生総第84号追認する経過有り、又、「理由説明書」（本件の原課）内、「口頭」示す。 大情審答申第272号（平成22年交付）は、大総務監第54号「通知書Ａ」相違する。
2	平成27年度 諮問受理第56号	平成27年６月30日付け大人事第18号	平成27年５月１日	「是正の措置を講じない」各実施機問の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。	人事室総務課	平成27年５月15日付け大人事第６号 部分開示決定	人事室人事課（人事グループ）に対する聞き取り記録	【開示しないこととした部分】 ・ヒアリングの内容 ・ヒアリングの結果 【上記の部分を開示しない理由】 条例第19条第６号に該当 （説明） 上記情報については、本市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成27年５月26日	職員倫理規則第２条及び第４条(2)。地法公務員法第29条及び33条、並びに38条 ○○・○○係長は、答申第272号（答申第332号「11」）の別表の１と２は、「省令レセプト」（法令）基づく場合（個人情報保護条例第６条及び13条）の為、大個審答申第55・57号示す。 「委員」への先入観与える答申第332号～答申第381号（私の請求関係）は、明白に自立支援医療（精神通院医療）：精神障害者※答申第272号の別表の１示す。 ※私は、通院欠くのを○○・○○・○○職員へ再三何度となく申告。
3	平成26年度 諮問受理第191号	平成27年３月９日付け大総務監第101号	平成26年11月28日	大総務監第54・55・56号「調査資料」（通知書ＡＢＣ）省令 「レセプト」・「診療状況照会について」（回答）、求める！	総務局監察課	平成26年12月12日付け大総務監第79号　開示請求拒否決定	大総務監第54・55・56号「調査資料」（通知書ＡＢＣ）省令 「レセプト」・「診療状況照会について」（回答）、求める	本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えることにより、本件調査に係る関係所属の調査方法に関する情報又は調査結果等に関する情報が明らかとなり、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、大阪市個人情報保護条例第19条第６号に規定する非開示情報を開示することとなるため、同条例第22条の規定により、当該開示請求を拒否する。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第４条違反。 法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20. ３／26、○○ＣＷは、想像（○○）・思い込み（○○）の発行」①イ件」（H24. １／27主張） ※大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・354号諮問中、有） 生野区女性は、通院治療欠く元、「発行（医師指導）」理由欠く。 大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々有。※大個審答申第55・57・58・60・62号有。

（注）１　（え）欄及び（こ）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
　　　２　（お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。